

2023年(令和5年)

8/25

No. 1278

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報・情報G)

《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

トラックフェスタ TOKYO 2023

同日はま
ず、午前9時
から代々木公
園・野外ステ
ージでオープ
ニングセレモ
ニーを開催。
浅井会長の主
催者あいさつ



森本副会長

トラックの役割 広く社会に発信

森本勝也副会長は、トラックフェスタについて、多くの都民に知っていただくことにも、各種のイベントを通じて将来を担う子どもたちに、安全と環境に対する意識の高揚を図ることを目的としている」とその意義を強調。

フェスタを成功させることで、「業界のトップランナーとして、東ト協がその範を内外に示していく機会としたい」とする。

さらに、東ト協の「本部と支部が一体となつて取り組むイベントであり、その意義は大きい」とし、成功に向けて協力を呼びかけている。



フェスタ実行プロジェクト・リーダーを務める森本勝也副会長はフェスタ開催に向けて、改めてその意義を強調(コメント別掲)。

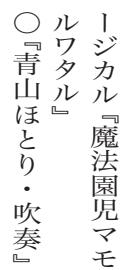
同プロジェクトでは、参加・体験型の各種イベントやアトラクションなどを企画・実施し、「より多くの都民が来場し、楽しんでもらえるフェスタ」を目指している。

トラックの役割 広く社会に発信

森本勝也副会長は、トラックフェスタについて、多くの都民に知っていただくことにも、各種のイベントを通じて将来を担う子どもたちに、安全と環境に対する意識の高揚を図ることを目的としている」とその意義を強調。

フェスタを成功させることで、「業界のトップランナーとして、東ト協がその範を内外に示していく機会としたい」とする。

さらに、東ト協の「本部と支部が一体となつて取り組むイベントであり、その意義は大きい」とし、成功に向けて協力を呼びかけている。



フェスタ実行プロジェクト・リーダーを務める森本勝也副会長はフェスタ開催に向けて、改めてその意義を強調(コメント別掲)。

同プロジェクトでは、参加・体験型の各種イベントやアトラクションなどを企画・実施し、「より多くの都民が来場し、楽しんでもらえるフェスタ」を目指している。

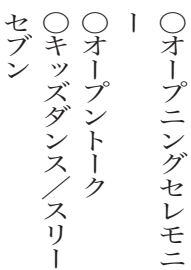
東ト協 9月17日・代々木公園で 参加・体験イベント展開

東京都トラック協会(浅井隆会長)は9月17日、渋谷区・代々木公園で「トラックフェスタTOKYO 2023」を親子で体験「安全と環境」を開催する。今年は日程を1日開催とし、コンパクト化して実施する。

その後、東ト協ドライバーコンテスト最優秀賞、グリーン・エコプロジェクト(GEP)トップランナー優秀賞の各表彰を行う。

フェスタ開催は今年度で6回目(コロナ禍に伴う開催中止やオンライン開催を含む)。今年度の開催に当たって、今後も持続可能なイベントとする観点から、予算や開催のための労力負担などを考慮して開催のあり方について検討。開催内容・形式などを見直し、これまでよりコンパクト化して開催する。

フェスタ開催は今年度で6回目(コロナ禍に伴う開催中止やオンライン開催を含む)。今年度の開催に当たって、今後も持続可能なイベントとする観点から、予算や開催のための労力負担などを考慮して開催のあり方について検討。開催内容・形式などを見直し、これまでよりコンパクト化して開催する。



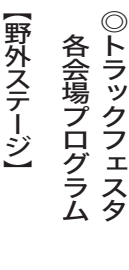
フェスタ開催は今年度で6回目(コロナ禍に伴う開催中止やオンライン開催を含む)。今年度の開催に当たって、今後も持続可能なイベントとする観点から、予算や開催のための労力負担などを考慮して開催のあり方について検討。開催内容・形式などを見直し、これまでよりコンパクト化して開催する。

フェスタ開催は今年度で6回目(コロナ禍に伴う開催中止やオンライン開催を含む)。今年度の開催に当たって、今後も持続可能なイベントとする観点から、予算や開催のための労力負担などを考慮して開催のあり方について検討。開催内容・形式などを見直し、これまでよりコンパクト化して開催する。

うほか、一般都民に向けて、業界による交通安全や環境保全の取り組みに関する宣言を行う。

展開する。一方、イベント会場ではトラック運送の仕事体験をはじめ、親子で参加・体験できる様々なアトラクションが行われるほか、東ト協各支部やトラックメーカーなどがブース出展する。

東ト協のトラックフェスタは、トラック輸送の役割をはじめ、東ト協の交通安全や環境対策などの取り組みを社会的に発信し、業界に対する理解促進とイメージアップを図る目的で継続開催しているもの。



フェスタ開催は今年度で6回目(コロナ禍に伴う開催中止やオンライン開催を含む)。今年度の開催に当たって、今後も持続可能なイベントとする観点から、予算や開催のための労力負担などを考慮して開催のあり方について検討。開催内容・形式などを見直し、これまでよりコンパクト化して開催する。

フェスタ開催は今年度で6回目(コロナ禍に伴う開催中止やオンライン開催を含む)。今年度の開催に当たって、今後も持続可能なイベントとする観点から、予算や開催のための労力負担などを考慮して開催のあり方について検討。開催内容・形式などを見直し、これまでよりコンパクト化して開催する。

燃料費の負担軽減へ緊急対策

中小運送事業者に支援金交付

東京都

緑ナンバー1台当たり
2万3000円を交付

東京都は令和5年度6月補正予算により、中小の貨物運送事業者などを対象とした「東京都運送事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」を実施し、支援金を交付する。燃料価格高騰・高止まりの影響を大きく受けている中小の貨物運送事業者などに対する支援事業を実施するもので、これに伴い、9月1日から12月28日まで支援金の申請受付を行う。

同事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源とした支援事業で、5年第2回定例都議会(緑ナンバーおよび黒ナンバー)に対し、1台当たり定額(緑ナンバー2万3000円、黒ナンバー8000円)を交付する。具体的には、所定の要件を満たす中小の貨物運送事業者を対象として、申請受付期間 9月1日～12月28日

月1日までに一般貨物自動車運送事業、特定貨物運送事業および貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可、または届出を行っていること、②都内に営業拠点を有する、中小企業基本法に規定する中小の貨物運送事業者であること、③5年9月1日時点で事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

また、対象となる車両要件は、①化石燃料を使用し、②5年4月1日までに東京運輸支局において車両の登録・検査などが行われ、車検証に記録および記載されている有効期限の満了日が同日以降調整課(☎03・5320・5455)

軽油1ℓ160円台に上昇 補助金終了なら大幅高騰に



全国平均で1ℓ当たり183・7円、また軽油価格は同163・1円で、それぞれ前週比

岸田文雄内閣総理大臣は8月22日の記者会見で、物価高対策の第一弾として、「燃料油」8月21日時点のレギュラーガソリン店頭現金小売価格(消費税込)は、近い水準まで上昇している。

仮に、価格抑制のための補助金支給がない場合、8月21日時点のレギュラーガソリン価格は全国平均で195・7円となり、補助金支給がこれまでの方針通りに9月末で終了することになれば、かつてない価格高騰が懸念されている。

国交省、事故防止対策支援へ補助	2
東ト協、税制金融・環境各委員会	3
特集／荷主・物流事業者ガイドライン	4・5
東ト協、物流経営士課程・受講生募集	6
全ト協、運送業の賃金・労働時間調査	7

紙面あんない

事故防止対策支援

運行管理の高度化機器
ASV導入などに補助

事業者。各装置はいずれも4月1日以降に導入したものが対象。トラック事業者に対する補助内容は、次の通り。

◎運行管理の高度化支援(国交大臣が選定したもの)

◎過労運転防止のための先進的な取り組み支援(国交大臣が選定したもの)

協会(JATA)が8月10日から6年1月31日まで、補助申請の受付を行っている。

同事業のうち、運行管理の高度化支援については、1次募集(9月15日まで)として、ト

ラック事業者(リース契約先を含む)のみを対象に申請受付(同日以降、2次募集受付)を実施している。

補助対象は、一般貨物自動車運送事業者などの中小企業者およびリース

国土交通省は、令和5年度「事故防止対策支援推進事業」(被害者保護増進等事業費補助金/自動車運送事業の安全総合対策事業)として、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化機器などの導入補助を実施する。

これに伴い、執行団体の日本自動車輸送技術

JATA申請受付

※①④⑤は車両総重量3・5ト超が対象

率化計画を策定し、同計画に基づく実証に当たり、①発着荷主と輸送事業者などの連携に必要となる共通システム、②共通システムと連携した輸送効率化機器(トラック予約受付システムや無

省庁
交ネ
工資
輸送効率化推進に補助

国土交通省は経済産業省資源エネルギー庁との連携事業として、令和5年度「新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業」(A

I・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金)の2次公募を実施している。

これに伴い、執行団体のNX総合研究所が8月9日から、申請受付を行っている。受付

申請 9月15日まで

厚生労働省労働基準局はこのほど、「貨物自動車の昇降設備の設置、保護の着用等に関する問答について」(労働安全衛生規則の一部を改正する省令関係問答/Q&A)を取りまとめた。

荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実・強化

安衛則一部改正Q&A

Q&Aでは、改正事項の適用関係や保護帽着用の対象、特別教育を実施する必要がある対象作

業、昇降設備の範囲などについて説明。同省ではこれらを踏まえて適切に対応し、安全対策を徹底するよう求めている。

なお、陸上貨物運送事業労働災害防止協会では、「労働安全衛生規則等一部改正のポイントとQ&A」を取りまとめ、ホームページで紹介している。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当:青木)
高島平 03-6906-5960 (担当:磯田)
ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

東京運輸支局では、新たに配置された「トラックGメン」がトラック運送事業者から、荷主・元請事業者情報収集に関する情報収集を行っている。これに伴い、長時間の荷待ちや依頼になかった付帯

トラックGメンが情報収集集中

東運支局「トラックGメン」局「トラックGメン」

この連絡先(☎03・3458・9231/音声ガイダンス番号…1)

「働きやすい職場認証」

国土交通省の「働きやすい職場認証制度」について、認証実施団体の日本海事協会は9月19日から10月16日まで、令和5年度から実施する「三つ星」認証の申請受付を行う。

制度創設後、これまで「一つ星」認証に続き、「二つ星」認証を行ってきたが、今年度から、今年度「三つ星」認証を行うもの。詳細は、海事協会ホームページの「働きやすい職場認証制度」サイトを参照。

申請期間 9月19日～10月16日

国土交通省の「働きやすい職場認証制度」について、認証実施団体の日本海事協会は9月19日から10月16日まで、令和5年度から実施する「三つ星」認証の申請受付を行う。

制度創設後、これまで「一つ星」認証に続き、「二つ星」認証を行ってきたが、今年度から、今年度「三つ星」認証を行うもの。詳細は、海事協会ホームページの「働きやすい職場認証制度」サイトを参照。

申請期間 9月19日～10月16日

高めの金利設定 1 ※当金庫内比較

固定金利の 2 半年複利

選べる期間 3 1年・2年・3年

定期預金

個人のお客さま向けの **マイハーベスト**

■お問合せ・資料のご請求は

テレホンバンキングセンター(平日9:00～17:00、銀行休業日を除く)

0120-299-233

■詳しくはホームページで **商工中金 マイハーベスト** 検索



人を思う。未来を思う。

商工中金

本店営業部 神田支店
〒104-0028 中央区八重洲2-10-17
TEL: 03(3246)9080

副都心営業部(新宿支店・渋谷支店)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3
TEL: 03(3340)1551

東京支店
〒105-0012 港区芝大門2-12-18
TEL: 03(3437)1231

池袋支店
〒171-0022 豊島区南池袋1-21-10
TEL: 03(3988)6311

押上支店
〒130-0002 墨田区業平3-10-8
TEL: 03(3624)1161

上野支店
〒110-0005 台東区上野1-10-12
TEL: 03(3834)0111

深川支店
〒135-0042 江東区木場5-11-17
TEL: 03(3642)7131

大森支店
〒143-0016 大田区大森北1-1-10
TEL: 03(3763)1251

八王子支店
〒192-0081 八王子市横山町2-5
TEL: 042(646)3131

東京都への要望内容見直し 「2024年問題」で支援を



東ト協 税制金融委員会

この後、都に対する特別要望案について審議し、各委員からの意見を踏まえ、委員長に一人して要望書を取りまとめることを了承した。

要望事項では、①運輸事業の経営基盤確立対策、②働き方改革、労働力不足など「物流の2024年問題」への対応、③改正貨物自動車運送事業法による「標準的な運賃」の取り扱い、④運送事業者に対する経営基盤への支援、⑤環境対策などに関する取り組み支援、⑥道路関連——6項目を重点として要望する。

特に「2024年問題」対応については、IT機器の導入支援をはじめ、女性や外国人材など多様な人材が就労できる労働環境の整備、労働力の充実に向けた施策を求め、あわせて、長時間労働を是正するための施策の一環として、高速道路の活用を促進し輸送時間を短縮することが重要であるため、利用促進に向けて営業車用料金体制の創設など、料金水準の抜本的な見直しを求める方針。

また、環境対策などに関しは、新規項目としてゼロエミッション・ビートルトラックの普及促進やバイオ燃料の活用など、社会的環境の整備を求めるとともに、引き続き、グリーン・エコプロジェクトに対する支援拡充を要望する。

GE P拡大へ活動費助成 都と連携しDX事業を推進



東ト協 環境委員会

東ト協環境委員会(竹内政司委員長)は8月8日、東ト協総合会館で令和5年度第1回委員会(Web併用)を開催し、今年度事業の実施状況を報告した後、グリーン・エコプロジェクト(GE P)の拡大に向けた活動費用助成金について審議・承認した。

冒頭、竹内委員長があいさつし、「東ト協は地球温暖化対策としてCO2の排出量削減に向けて、環境改善促進事業やGE P事業を推進しており、我々が率先して改善に取り組んでいきたい」と述べた。あわせて、「2024年問題」への対応や「標準的な運賃」届け出促進などを呼びかけた。

議事ではまず、環境保全に関する事業の実施状況を報告。環境改善促進事業の補助金申請状況について、環境性能優良トラック・省エネ対策用機器の申請数を報告した。また、GE P事業に関

しては、4年度実施報告書(概要版)を説明。活動17年間の実績は、燃費向上率が平均17・9%、交通事故低減率が同28・0%と成果を上げている。今年度の活動状況は、7月時点の参加事業者数は577社(車両数1万9077台)で、会員の参加割合は17・7%。引き続き、参加インセンティブ補助などを実施し、参加拡大に努めている。加えて、昨年度からは「GE P-JOBサイト」の運用を開始。これまでに参加事業者79社の求人情報を掲載し、これに対して開設1年で197人の応募があり、採用数は66人(採用率33・5%)となっている。



東ト協 台風7号接近で 救援物資を輸送

東ト協は8月10日、台風7号の接近に伴い、東京都の要請により、島しょ地域への事前対応救援物資の輸送を行った。

多摩支部所属の会員事業者の4台トラック1台が出勤し、立川市の多摩広域防災倉庫から港区の東京港竹芝客船ターミナルまで、救援物資として避難所開設用

さらに、東京都の委託事業として「AIによる配送計画の最適化」技術の実証事業(GE P-DX事業)を実施しており、参加促進を呼びかけた。

長代理が閉会のあいさつを述べ、「環境対策と事故防止は業界に課せられた最大の使命」と強調し、取り組みを呼びかけた。

東ト協 5年度 脳MRI健診助成 対象医療機関を拡大

東ト協は、令和5年度「脳MRI健診助成」事業について、助成対象の医療機関を拡大して助成することにした。

重大事故の要因の一つとされる脳血管異常の早期発見と早期治療を促進する観点から、助成対象を拡大したもの。

具体的には、受診日が5年2月1日以降である。受診日・受診者名が

都圏3環状道路の整備促進を求めるほか、高速料金割引制度の充実や駐車規制の緩和などについて引き続き要望していくこととしている。

鈴木委員長は、燃料価格高騰対策に関する要

望事項について、都が今年度補正予算で前年度と同様に支援金交付を措置したことを踏まえ、要望事項に盛り込んでいないが、今後の状況を見極めながら、対応する考えを示した。

記載されている書類(様式あり)の提出が必要。受付期間は6年2月29日まで(必着、予算額に達し次第、受付終了)。

助成対象事業者は、東ト協会員の中小企業者(資本金の額または出資の総額が3億円以下、または常時使用する従業員の数が300人以下の会社)。

軽油の価格

☆スタンド	平均=142.0円
☆ローリー	平均=126.5円
☆元売り発行カード	平均=133.1円
☆ディーラー発行カード	平均=132.2円

燃料給油は東京都内で
軽油引取税は地方税です

協会 日誌

- 【8月1〜15日】
- 2日 東ト協チャリティゴルフ大会実行委員会▽フェスタ2023実行プロジェクトワー
 - 4日 初任運転者特別講習(5日)
 - 8日 環境委員会正副委員長会議▽環境委員会
 - 9日 税制金融委員会▽青年部正副部長会

日程ボード

- 【9月1〜15日】
- 2日(土) 東京都・東村山市合同総合防災訓練
 - 4日(月) 11時▽女性部正副部長会議(東ト協総合会館/Web併用)
 - 13時▽同幹事会(同/Web併用)▽14時▽同交通安全研修会(同/Web併用)
 - 5日(火) 14時▽運輸安全委員会(東ト協総合会館/Web併用)
 - 6日(水) 11時▽重量品専門部会委員会(東ト協総合会館)▽15時30分▽引越専門部会役員・二委員会合同会議(同/Web併用)▽16時▽同
 - 13日(火) 10時30分▽鉄鋼専門部会役員会(東ト協総合会館/Web併用)▽12時▽正副委員長(同/Web併用)▽15時30分▽食糧専門部会委員・粉委員会(同/Web併用)
 - 12日(火) 13時30分▽経営教育委員会(東ト協総合会館/Web併用)
 - 11日(月) 14時▽関東・甲信越重量部会迅速化(トラック)ワーキンググループ(東ト協総合会館/Web併用)
 - 12日(火) 13時30分▽経営教育委員会(東ト協総合会館/Web併用)
 - 13日(火) 10時30分▽鉄鋼専門部会役員会(東ト協総合会館/Web併用)▽12時▽正副委員長(同/Web併用)▽15時30分▽食糧専門部会委員・粉委員会(同/Web併用)

からだ・メンタルヘルス
電話・Webで健康相談
お気軽にご利用を! 無料

東京都トラック協会は、会員事業者の従業員などを対象に、メンタルヘルス関係を含めた各種健康相談に応じる「24時間電話健康相談」を行っている。24時間・365日年中無休で、利用は無料。

メンタルヘルス関係の相談には心理専門職が相談に応じる(平日午前9時〜午後9時/土曜日前午10時〜午後6時)。

◆ 電話相談窓口 ◆
フリーダイヤル 0120-109-371

あわせて、健康情報に関するWebサイト・アプリ「みんなの家庭の医学」(<https://kateinoigaku.jp/> 団体コード=tora)も利用可能。

物流の適正化・生産性向上へ

荷主・物流事業者の
取り組みガイドライン

国土交通省・経済産業省・農林水産省は、政府の「物流革新に向けた政策パッケージ」(6月2日策定)に基づき、今後の規制措置導入や業界・分野別の自主行動計画作成の前提として、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定した。現状改善に向けて、発荷主事業者・着荷主事業者と物流事業者が連携・協働して実施する必要がある取組事項は、次の通り(一部省略)。

①発・着荷主事業者に
共通する取組事項

【実施が必要な事項】

◆物流業務の効率化・合
理化

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握
荷主事業者は、発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間および

荷役作業等(荷積み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握する。

②荷待ち・荷役作業等
時間2時間以内ルール

荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせてはならない。

ガイドラインのポイント

荷主事業者による物流業務の効率化・合理化や運送契約の適正化などに係る取組と、物流事業者による労働環境改善や運賃の適正取受に資する措置について、それぞれ実施する必要がある事項や推奨事項を提示

◎発・着荷主事業者

▽実施事項Ⅱ荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握／荷待ち・荷役作業等の2時間以内ルール(1時間以内を努力目標)／物流管理統括者(役員クラス)の選定／物流

◎発荷主事業者

▽実施事項Ⅱ出荷に合わせた生産・荷造り等／

◎物流事業者

▽実施事項Ⅱ業務時間

を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

※トラックドライバーの1運行の平均拘束時間のうち、荷待ち・荷役作業等にかかる時間は計約3時間と推計される。これを各荷主事業者の取組によって1時間以上短縮することを基本的な考え方とする。

③物流管理統括者の選
定

荷主事業者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者(役員等)を選任する。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調

整を行う。

の把握・分析／長時間労働の抑制／運送契約の書面化／荷待ち時間・荷役作業等の実態把握／トラック運送における多重下請構造の是正／「標準的な運賃」の積極的な活用

▽推奨事項Ⅱ賃金水準向上／倉庫内業務の効率化／モーターコンベーションの促進／中継輸送の促進／高速道路の積極的な活用／作業負荷軽減等による労働環境の改善／働きやすい職場認証制度およびGマーク制度の推進

◎着荷主事業者

▽実施事項Ⅱ納品リードタイムの確保
▽推奨事項Ⅱ発注の適正化／巡回集荷(ミルクラン方式)

④物流の改善提案と協
力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善する。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに自らも積極的に提案する。

◆運送契約の適正化

⑤運送契約の書面化
運送契約は、書面またはメール等の電磁的な方法を原則とする。

⑥荷役作業等に係る対
価

荷主事業者は、運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払う。また、自ら運送契約を行わない荷主事業者においても、取引先から運送契約において定められた荷役作業等を確認し、当該荷役作業が運送契約にないものであった場合も、発・着荷主事業者間で料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先または物流事業者に対しその発生が見込まれる際

⑦運賃と料金の別建て
契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則としなければならない。

⑧燃料サーチャージの
導入・燃料費等の上昇分
の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合、および燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁する。

⑨下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者(元請事業者)に対し、下請に出す場合、前記⑤⑧⑨までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の收受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意する。

◆輸送・荷役作業等の安
全の確保

⑩異常気象時等の運行
の中止・中断等
台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際

には、無理な運送依頼を行わない。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重する。

【実施が推奨される事項】

◆物流業務の効率化・合
理化

①予約受付システムの
導入

トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮する。

②パレット等の活用

折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間等を削減する。また、レンタルパレットや他社が所有するパレット等を活用する場合には、本来の目的以外で使用せず、使用後は所有者等に適切に返却する。取引先や物流事業者からパレット等の規格等について提案があった場合には、協議に応じ、積極的なパレット等の活用を検討する。

③入出荷業務の効率化
に資する機材等の配置

指定時間に着車したトラックにおいて、フォークリフト作業員待ち等の荷待ち時間が発生しないよう、適正な数のフォークリフトやその作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置する。また、

入出荷業務の効率化を進めるため、デジタル化・自動化・機械化に取り組む。

④検品の効率化・検品
水準の適正化

検品方法(納品伝票の電子化、検品レス化、サンプル検品化、事後検品化等)や返品条件(輸送用の外装段ボールの汚れ、擦り傷があっても販売する商品に影響がなければ返品しない)等の検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間を削減する。

◆運送契約の適正化

⑧物流事業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して積極的に協議の場を設ける。

⑨高速道路の利用

トラック運転者の拘束時間を削減するため、高速道路を積極的に利用する。また、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、協議に応じ、高速道路の利用に係る費用については、運賃とは別に実費として支払う。

⑩運送契約の相手方の
選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取組む物流事業者を積極的に活用する。

◆輸送方法・輸送場所
の変更による輸送距離の
短縮

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーターシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等を実施する。

⑦共同輸配送の推進等による積載率の向上
貨物の輸送単位が小さい場合には、他の荷主事業者との連携や物流事業者への積み合せ輸送により、積載率を向上する。

(2)発荷主事業者として
の取組事項

【実施が必要な事項】

◆物流業務の効率化・合
理化

①出荷に合わせた生産・
荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する。

②運送を考慮した出荷
予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先まで、適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが組めるよう、出荷予定時刻を設定する。

【実施が推奨される事項】

◆物流業務の効率化・合
理化

①出荷情報等の事前提
供

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に提供する。例えば、出荷オーダー確定が当日になった場合、輸送手段を見込みで確保する必要があるため、急な輸配送依頼や荷待ち時間の発生につながるため、可能な限り出荷の前日以前に出荷オーダーを行う。

◆輸送・荷役作業等の安
全の確保

⑪荷役作業時の安全対
策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対

荷待ち・荷役2時間以内に

(5面に続く)

(4面から続く)

②物流コストの可視化

着荷主事業者との商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、物流サービスの高低に応じて物流コスト分を上下させる、メニュー

③発荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要な改善を実施する。

④混雑時を避けた出荷道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、出荷時間を分散させる。

⑤発送量の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動(例／朝納品の集中)や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約等を通じて発送量を適正化する。

(3)着荷主事業者としての取り組み事項

【実施が必要な事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①納品リードタイムの確保

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保する。納品リードタイムを短くせざるを得ない特別な事情がある場合には、自ら輸送手段を確保する(引取り物流)等により、物流負荷の軽減に取り組む。

【実施が推奨される事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①発注の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動(例／朝納品の集中)や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、適正量の在庫の保有、発注の大口ロット化等を通じて発注を適正化する。

発注の適正化に当たり、取引先がメニュー

ライシングを用意している場合には、それを活用する。

◆労働環境改善に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、労働基準法令等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送・保管等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるかどうか確認する。労働基準法令等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施する。

④巡回集荷(ミルクラン方式)

着荷主事業者が車両を手配し、各取引先の軒先まで巡回して集荷する巡回集荷(ミルクラン方式)の方が、より効率的な物流が可能となる場合は、発荷主事業者との合意の上で、これを導入する。

(4)物流事業者の取り組み事項

【実施が必要な事項】

【共通事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取り組みの前提として、運送時間、庫内作業時間、入出庫に係る荷待ち時間および荷役作業等(積み込み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握・分

析し、物流業務の問題・課題を明らかにするなど、生産性向上に向けた改善活動を実施する。

◆労働環境改善に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、労働基準法令等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送・保管等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるかどうか確認する。労働基準法令等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施する。

④巡回集荷(ミルクラン方式)

着荷主事業者が車両を手配し、各取引先の軒先まで巡回して集荷する巡回集荷(ミルクラン方式)の方が、より効率的な物流が可能となる場合は、発荷主事業者との合意の上で、これを導入する。

(4)物流事業者の取り組み事項

【実施が必要な事項】

【共通事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取り組みの前提として、運送時間、庫内作業時間、入出庫に係る荷待ち時間および荷役作業等(積み込み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握・分

送に係るコスト上昇分や、運送契約に含まれない荷役作業等への対価、高速道路料金、船舶運賃等の実費については、実運送事業者や倉庫事業者が収受すべきものとして、荷主事業者等に対し、必要コスト負担について申し入れ、運送・保管・取引条件の見直し提案などの協議を実施する。

◆運賃の適正収受に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、労働基準法令等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送・保管等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるかどうか確認する。労働基準法令等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施する。

④巡回集荷(ミルクラン方式)

着荷主事業者が車両を手配し、各取引先の軒先まで巡回して集荷する巡回集荷(ミルクラン方式)の方が、より効率的な物流が可能となる場合は、発荷主事業者との合意の上で、これを導入する。

(4)物流事業者の取り組み事項

【実施が必要な事項】

【共通事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取り組みの前提として、運送時間、庫内作業時間、入出庫に係る荷待ち時間および荷役作業等(積み込み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握・分

た場合は乗務記録に記載し、最低1年間は保存する。

◆労働環境改善に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、労働基準法令等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送・保管等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるかどうか確認する。労働基準法令等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施する。

④巡回集荷(ミルクラン方式)

着荷主事業者が車両を手配し、各取引先の軒先まで巡回して集荷する巡回集荷(ミルクラン方式)の方が、より効率的な物流が可能となる場合は、発荷主事業者との合意の上で、これを導入する。

(4)物流事業者の取り組み事項

【実施が必要な事項】

【共通事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取り組みの前提として、運送時間、庫内作業時間、入出庫に係る荷待ち時間および荷役作業等(積み込み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握・分

長時間労働抑制し労働環境改善

に關する輸送実態把握のための意見等の募集についてを適宜活用する。

【実施が推奨される事項】

【共通事項】

◆物流業務の効率化・合理化

①物流システムや資機材(パレット等)の標準化

物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について、業種分野横断的・業種分野別の物流標準化に関するアクションプラン・ガイドラインを踏まえ、荷主事業者に積極的に提案することにより、標準化を推進する(以下省略)。

◆運賃の適正収受に資する措置

②賃金水準向上

賃金の原資となる運賃・料金の適正収受を進め、労働者の賃金水準の向上に取り組む。出来高払いや残業代に依存する給与体系を見直し、基本給を向上させるなど、賃金水準の向上に努める。

◆労働環境改善に資する措置

③トラックの予約受付システム等の導入

トラック運送事業者は、全国の運輸支局等に設置するトラック輸送適正取引推進相談窓口や、国土交通省ウェブサイトに設置した目安箱(荷待ち・荷役・燃料価格上昇など

の効率化を図る。

④共同輸配送の促進、帰りの確保

共同で輸配送を実施することにより、積載効率の向上に取り組む。また、片荷となつている場合には帰り荷を確保することとなり、空車回送の削減につなげる。

⑤倉庫内業務の効率化

自動化・機械化を進めるとともに、返品物流の減少や検品レスに向けた取り組みを荷主事業者と連携して進める。

⑥入出庫ロットの大口化、平準化、受発注時間の前倒し

入出庫ロットの大口化、物流波動の平準化、受発注時間の前倒し等を荷主事業者と連携して進める。

◆労働環境改善に資する措置

⑦モーターシフト、モーターコンベーションの促進

トラックで輸送していた貨物について、荷主事業者に積極的に提案を行い、大量輸送が可能な鉄道と船舶を活用して輸送するよう取り組む。

◆労働環境改善に資する措置

⑧中継輸送の促進

トラック運送事業者は、運転者の日帰り運行を可能とし、労働環境の改善を図るため、中継輸送に積極的に取り組む。

⑨高速道路の積極的な利用

トラック運送事業者は、運転者の拘束時間等を削減するため、高速道路を積極的に利用する。

⑩作業負荷軽減等による労働環境の改善

自動化・機械化やパレット化により、荷役作業の負荷軽減や時間削減を図る。特に、重量物を人力で持ち上げることが回避することや、物流拠点における深夜労働等の削減に取り組む。

⑪働きやすい職場認証制度およびGマーク制度の推進

トラック運送事業者は、働き方改革や輸送の安全性の向上等を図るため、「ホワイト物流」推進運動に参加するとともに、「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」の認証

⑫下請取引の相手方の選定

下請トラック運送事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む下請トラック運送事業者を積極的に活用する。

(5)業界特性に応じた独自の取り組み

荷主・物流事業者の取り組み(4・5面記載の各事項)について、業界特性上、実施することができない事項については、代替となる取り組みを設定して実施することとする。また、業界団体や関係事業者間で物流の適正化・生産性向上のために合意した事項については、これを実施することとする。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

国交省など各省は、政府の「政策パッケージ」に基づき、荷主事業者や物流事業者に対して、今年内を目途として「ガイドライン」に沿って物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表し、取り組みを推進するよう求めている。

◆

第24期物流経営士課程

東ト協
次代担う人材育成へ

東京都トラック協会は、第24期物流経営士課程(11月から開講)の受講生を募集する(次号に募集案内を同封)。募集期間は9月11日から10月23日まで。

同課程は、物流業界の次代を担う若手経営者や経営幹部などの人材育成を目的とした講座で、実際の企業経営に当たつて、経営幹部に必要となる専門知識・技術を習得するもの。

主な受講のメリットは、①修了後の試験合格で全日本トラック協会「物流経営士」に認定、②受講生同士のグループ討議などを通じて、視野の拡大とマネジメント能力・プレゼンテーション能力の向上、③長期研修を通じて、受講生同士や物流経営士(東ト協講座から600人以上を輩出)とのヒューマン・ネットワークを構築・拡大、④各種ロジスティクスニーズに対し、い

受講生を募集
10月23日まで

【研修期間】
約10か月(11月8日、令和6年7月17日)。授業時間は総計110時間

【募集定員】30人

【申し込み方法】
東ト協協会の会員事業者の役員または社員で、経営管理職の経験3年以上、もしくはこれに準ずる者。このほか、会長が特に認めた者

【受講資格】
東ト協および関東トラック協会の会員事業者の役員または社員で、経営管理職の経験3年以上、もしくはこれに準ずる者。このほか、会長が特に認めた者

【受講料】
東ト協・関東協会の役員およびその社員は35万円、その他の者は40万円(いずれも税込み)

【受講日・時間】
一般講義(東ト総合会館)／原則として、毎水曜日午後1時30分～5時45分(変更の場合あり)。※このほか、宿泊研修(1泊2日)2回(12月と来年5月に予定)、企業見学1回

【受講日・時間】

一般講義(東ト総合会館)／原則として、毎水曜日午後1時30分～5時45分(変更の場合あり)。

※このほか、宿泊研修(1泊2日)2回(12月と来年5月に予定)、企業見学1回

関東・甲信越
重量部会

7月12日、水戸京成ホテル

内宮部会長を再任
特車規制緩和求む

令和4年度事業報告・収支決算と5年度事業計画・収支予算などについて、審議・承認した。

東ト協
専門部会
総会

任期満了に伴う役員改選では、内宮昌利部会長を再任。新たに副部会長

また、部会員各社の経営基盤の強化と健全な発展を期すための各施策を推進する。

また、部会員各社の経営基盤の強化と健全な発展を期すための各施策を推進する。

関東ト協
海上コンテナ部会

7月25日、東ト総合会館

福岡部会長を再任
港湾荷待ち解消へ

令和4年度事業報告・収支決算と5年度事業計画・収支予算などについて、審議・承認した。

に野口靖雄(狭山貨物運輸・埼玉)・湯坐征宏(イワキ運輸・新潟)各氏を選任したほか、副部会長9氏を再任した。

5年度事業計画では、港湾地区における長時間荷待ちの解消やドライバの労働環境の改善、労働力確保など、山積する諸課題に取り組み、部会員各社の結束の下、各施策を推進する。特に、東京港における諸課題の解決に向けて、行政、ターミナルオペレーターなどの港湾関係機関へ積極的に働きかけを行う。

任期満了に伴う役員改選では、福岡淳一部会長を再任。新たに副部会長に安幹雄氏(三友・茨城)を選任したほか、副部会長各氏を再任した。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

令和5年7月末
年間累計

	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
大型	48	45	13	3	0	13	3	0	0	34	159
関与事故件数	46	33	22	3	0	13	4	0	0	67	188
(前年比)	-9	+11	-1	±0	-1	+6	+4	±0	±0	-6	+4
中型	36	31	15	9	0	12	4	0	0	25	132
関与事故件数	38	27	20	9	0	11	4	0	0	54	163
(前年比)	+1	-6	-3	+6	-1	-1	-2	+0	-1	-6	-13
準中型	79	59	27	4	2	15	5	0	1	62	254
関与事故件数	85	60	32	4	2	12	5	0	1	134	335
(前年比)	+14	+10	-7	-7	-1	-7	±0	-1	+1	+25	+27
普通軽	246	121	108	19	14	38	12	3	1	92	654
関与事故件数	261	119	137	19	13	36	13	3	1	264	866
(前年比)	+2	+23	+2	+3	-3	+5	+8	+1	-1	-42	-2
合計	409	256	163	35	16	78	24	3	2	213	1,199
関与事故件数	430	239	211	35	15	72	26	3	2	519	1,552
(前年比)	+8	+38	-9	+2	-6	+3	+10	±0	-1	-29	+16
死者数	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4
大型貨物車(1当)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
中型貨物車(1当)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
準中型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
普通・軽貨物車(1当)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

営業用トラック関与の交通事故の特徴

たくさんの笑顔が走る
首都東京

令和5年7月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は17,602件で、前年同期比351件増加し、死者数は68人で前年同期比1人減少となった。

営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は1,552件で、前年同期比

16件増加し、死者数は11人で前年同期比5人増加となった。事故類型別では、右左折時の車両相互事故が191件で、前年同期比3件減少し、死者数は3人だった。違反別では、安全不確認による関与事故件数が430件で、前年同期比8人増加となっている。

◎交差点を通行する際は信号の切り替わりに注意を払うとともに、横断歩道やその付近を渡るようとする歩行者がいないかなど、周囲の交通状況を十分に確認すること。

日時	8月12日(土) 10時20分頃発生(晴天)
場所	品川区内(海岸通り)
当事者	①歩行者(女性80代死亡)×②事業用準中型貨物車(男性20代) ※歩行者は過失の軽重を示すものではありません
状況	至 港南 品川区 東品川 至 勝島
概要	事業用準中型貨物車が海岸通りを勝島方向から港南方向に第2通行帯を走行中、交差点を通過する際赤信号を看過し、横断歩道付近を左方から右方に横断中の歩行者と衝突したものの、

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境 G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページでPDFデータも掲載しています

トラック事故速報

死亡事故

関交協
オリジナル
冊子

トラックドライバー

のための

危険予知トレーニング

関交協では、運送事業者の皆様とともに交通事故削減を課題とし様々な事故防止支援を行っております。

当組合発生のお事故事例の類似交通場面を画像で例示し、分析＆解説した冊子を作成いたしました。

国土交通省 事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた、取り組むべき課題「危険予知トレーニング用視聴覚教材による事故防止活動の推進」に則した指導・教育に本冊子をご活用ください。



ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL : 03-5337-1754
MAIL : ansui@kankokyo.or.jp



関東交通共済協同組合



坊主透話

ルポライター
飛鳥井 恭司

戦争が終わり、海外から日本に帰ってくるまでに多くの苦勞や苦しみがあり、悲劇も生まれたことは語られている。それを教えてくれるのが、東京・西新宿の新宿住友ビル33階にある「平和祈念展示資料館(総務省委託)」。兵士、戦後強制抑留者、

海外からの引揚げ者の労苦を理解し、後世へ語り継いでいくことを目的としている。資料館は兵士、戦後強制抑留者、海外からの引揚げ者の3コーナーのほか、体験、資料図書、情報メディアなどのコーナーで構成。

強制抑留

引き揚げの記憶



母子地蔵

東京の観光名所の浅草寺。多くの観光客でにぎわい、雷門から本堂への参道(仲見世)をはじめ、境内は人であふれている。本堂の手前に宝蔵門があるが、その手前右側には子供の一人を背負い、もう一人を抱えている、漫画家のちばてつや氏がデザインした「母子地蔵」がある。

海外からの引揚げ者の労苦を理解し、後世へ語り継いでいくことを目的としている。資料館は兵士、戦後強制抑留者、海外からの引揚げ者の3コーナーのほか、体験、資料図書、情報メディアなどのコーナーで構成。

語り継ぎの大切さ

20年8月のソ連参戦で日ソ間の戦闘が始まり、その後の停戦合意によって日本軍は各地で武装解除された。日本軍の将兵や軍属、一部民間人などが強制収容所に送られたのが「シベリア抑留」の始まりで、約57万5千人がシベリアをはじめ、モンゴルなど各地に移送された。



袖なし外套(空腹のため、防寒外套の袖とソ連労働者の黒パンとを交換したりした)

戦とともに始まった引き揚げの苦難や恐怖、悲劇などは「伝えにくい」ものとして心の奥底に封じられた。それでも、手記や証言などがその一端を証言してくれている。

軍事力、兵器

新聞の投書欄の「戦争体験を引き継ぐ役目」という、中学生の投稿が目に入った。当然、戦争は知らないし、ミサイルが落ちるといっても恐怖や現実味は感じられないが、「経験者の話を聞くことで追体験することはできます」とし、それを次の世代に引き継ぐのが私たちの役目という言葉に期待したい。

ポケット



足下に草むらを感じる場所では、グループにいる小学生の女の子3人が鬼になり、鬼ごっこが始まりました。真つ暗闇の中でもすぐに捕まってしまう。夏祭りの会場である、お寺の境内に着くと、屋台の掛け声や人の賑わいが聞こえます。ここでは実際に飲み物を買ったり、輪投げやヨーヨー釣りが楽しめるのですが、私はラムネを買ったのですが、瓶をさわると、あの独特な形が浮かんできます。

浮かぶ懐かしい情景



最後は、8人が輪になって、炭坑節が流れる中、盆踊りを踊ります。暗闇にも慣れ、前後の人とぶつかることもなく、踊りました。ここでツアー終了ですが、小学生は「もう終わっちゃうの。早い」とつぶやいていました。最後の仕上げは、みんなで絵日記を描きます。真つ暗闇の中の絵日記ですが、小学生は鮮やかな色を使ってお祭りを描いていました。

の独特な形が浮かんできます。

隣では、小学生が輪投げとヨーヨー釣りを楽しんでいます。ヨーヨーは意外と釣れるようで、「また取れた!」といった声が聞こえてきます。

最後は、8人が輪になって、炭坑節が流れる中、盆踊りを踊ります。

暗闇にも慣れ、前後の人とぶつかることもなく、踊りました。

ここでツアー終了ですが、小学生は「もう終わっちゃうの。早い」とつぶやいていました。

悲惨な労苦を

忘れないために



強制抑留コーナー



食事の分配風景(体験者の証言と絵画作品を参考に再現したもの)



あちこち見てある

ヒル(丘)の複数形ヒルズは、高台などの地形を生かした開発のブランドとして、今では高級住宅の象徴とされています。

今年11月、港区内にアークヒルズ・六本木ヒルズ・虎ノ門ヒルズに続き、麻布台

高さ国内トップに



麻布台ヒルズ森JPタワー

ヒルズが誕生します。麻布台ヒルズで最も目を引くのが、超高層ビルの「森JPタワー」。その高さは64階建てで約330mと、東京タワーと並ぶ高さです。

先頃、竣工に伴い、

建物の一部がマスコミに公開されました。オフィスが中心となり、下層には商業施設や予防医療センターが入る予定です。何よりも驚かされたのは、最上階層に位置する住宅部分の金額で、最低でも数十億円、最高で数百億円にもなるといわれています。

【麻布台ヒルズ森ビルJPタワー】
住所：港区麻布台1丁目地内 ※11月24日に開業予定

三丁目

東京都心の「猛暑日」(最高気温35度以上)が過去最多を更新した。肌感覚としても厳しい暑さが続く。◆企業経営者にとつて、それ以上に堪えているのが昨年来の物価上昇。大手信用調査会社によれば、今年上半年の「物価高倒産」が前年同期の約4倍にも達し、既に昨年の年間件数を超えているという。◆気になるのはその要因。最も多いのは原材料費の上昇だが、人件費の増大を要因とした倒産も増えつつある。労働集約型の業界では思わず顔をしかめたくなる傾向だ。◆さらに追い打ちをかけるようなデータも。「人手不足倒産」が急増し、上半期として最多という。離職や採用難などで人手の手当てができず、その影響で業績が悪化したことによるもの。◆必要

な人手を確保し、こうしたリスクを回避するためには待遇改善を進める必要がある。しかし、その分、人件費負担が増え経営を圧迫する。一方、改善しなければ人手が足りず、事業の継続が危ぶまらなくなってしまう。◆記録的な猛暑は、季節の移り変わりとともにやがては収まるが、人手不足の問題はこれからが正念場となりそうだ。